

第6章 一時保護改革に向けた取組

1 現行計画について

(1) 現行計画における目標

(ア) 量の確保

一時保護が必要なこどもは増加しており、一時保護所はほぼ常時定員超過状態が続いているため、定員総数のさらなる増加が必要である。

北部こども相談センターの新規開設（令和3年度）、中央こども相談センターの建替移転（令和6年度末）、東部こども相談センターの新規開設（令和8年度中）、南部こども相談センターの再整備（令和8年度中）により、今後計4か所の一時保護所を設置することで、合計180人まで一時保護所の定員を確保する。

また、乳児院及び児童養護施設の多機能化、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用することにより、委託一時保護児童の増加・充実が見込まれる。

(イ) 質の向上

一時保護はこどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を行ったうえで、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、こどもの最善の利益を守るために行われるものである。入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、入所児童へのアンケートや日記等によりニーズの把握に努め、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。

また、一時保護は生活上の制限がかかることで精神的なストレスが生じる場合もあり、長期化すると不適応行動や心身の不調を来すなどのリスクが高くなることから、一時保護期間（とりわけ一時保護所入所期間）を必要最小限とするよう、一時保護児童に対する支援の進行管理の徹底を図る。

第三者評価の受審については、令和7年度以降は各一時保護所が3年に1回以上順番で受審し、その結果を共有し全体的な質の向上を図る。

【目標】

（令和2年度時点）

	こども相談センター 一時保護所	南部こども相談センター 一時保護所	合 計
定員（人）	70	30	100

将来像

	中央こども相談センター 一時保護所	北 部 こども相談 センター 一時保護所	南部こども相談センター 一時保護所	東部こども 相談センタ ー 一時保護所	合 計
定員（人）	60	40	40	40	180

※ 計画策定当初、南部こども相談センター一時保護所の定員は30としていたが、建物の再整備が決定したため、定員を40に設定し直した。

※令和6年度…中央こども相談センターおよび南部こども相談センター移転（令和7年3月）。また、組織改編により、現在、中央が男子学童のみ、北部が女子学童・幼児のみとなっている変則的なスプリット状態を解消し、中央・北部とも男子学童・女子学童・幼児を受け入れる本来の運用形態に移行する予定。

※令和7年度…新中央こども相談センター一時保護所にて、通学支援を行う開放型一時保護所の本格運用。

（2）直近の取組結果

（ア）量の確保

一時保護所の定員拡充のため、一時保護所の職員体制を整えながら、計画的に各こども相談センターの移転及び新規開設を進めている。

あわせて、乳児院及び児童養護施設の一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用することにより、一時保護所の定員超過による弊害を最小限にとどめ、一時保護が必要なこどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を行っている。

（イ）質の向上

一時保護所入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、入所児童へのアンケートを毎月実施している。また、入所児童へ日記を毎日つけてもらい、ニーズの把握に努め、生活しやすい環境づくりについて検討している。

また、一時保護委託が可能なこどもについて里親・ファミリーホームまたは児童養護施設等への一時保護委託の可否について随時検討を行い、可能な限り家庭生活に近い環境での一時保護に努めるとともに、一時保護期間を最小限とするよう支援の進捗管理の徹底に努めている。

第三者評価の受審については、一時保護所の施設整備状況により、令和3年度に南部こども相談センターで実施後は受審が止まっている。

（3）令和6年度末時点での目標達成見込み

一時保護所の施設整備を計画通りに進めており、目標達成の見込み。

目標	達成の見込み	要因分析
中央こども相談センター一時保護所 定員 60 人 北部こども相談センター一時保護所 定員 40 人 南部こども相談センター 定員 30 人	達成見込み	整備計画通りに進んでいる

2 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ①一時保護施設の定員数
- ②一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ③一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ④第三者評価を実施している一時保護施設数

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
1	一時保護所定員 ・中央こども相談センター：60人 ・北部こども相談センター：40人 ・南部こども相談センター：30人	一時保護所定員 ・中央こども相談センター：60人 ・北部こども相談センター：40人 ・南部こども相談センター：40人 ・東部こども相談センター：40人
2	委託一時保護が可能な里親数：263組(R6末見込) 委託一時保護が可能なファミリーホーム数：24か所	委託一時保護が可能な里親数：372組 委託一時保護が可能なファミリーホーム数：28か所
3	1. 外部研修 (1) SV(指導者)研修…各センター4名ずつ×3カ所 (2) 実務者研修…各センター2名ずつ×3カ所 (3) CVPPPトレーナー研修…各センター8名ずつ×3カ所 ※(1)～(3)については、定員超過等で受講漏れの場合あり。 2. センター全体研修 (1) 新転任者研修…新転任者全員 3. 一時保護所全体研修 (1) ト라우マインフォームドケア研修/対面・オンライン・録画視聴併用…全職員 (2) 内容調整中…全職員 4. 各一時保護所内研修 (1) 新転任者研修…新転任者全員 (2) 各センターで定期的実施…全職員	★ユニット制の本格導入などをふまえて、トラウマインフォームドケア・児童の権利擁護に関する職員の共通理解を深めていく。 1. 外部研修 (1) SV(指導者)研修…各センター4名ずつ×4カ所 (2) 実務者研修…各センター2名ずつ×4カ所 (3) CVPPPトレーナー研修…各センター8名ずつ×4カ所 (4) 一時保護施設管理者研修…各センター1名ずつ×4カ所 ※(1)～(4)については、定員超過等で受講漏れの場合あり。 2. センター全体研修 (1) 新転任者研修…新転任者全員 3. 一時保護所全体研修 (1) 対面・オンライン・録画視聴併用①…全職員 (2) 対面・オンライン・録画視聴併用②…全職員 4. 各一時保護所内研修 (1) 新転任者研修…新転任者全員 (2) 各センターで定期的実施…全職員
4	第三者評価を実施している一時保護所：0か所(R5実績) 中央こども相談センター一時保護所・・・R1年度実施 北部こども相談センター一時保護所・・・R7年度実施予定 南部こども相談センター一時保護所・・・R3年度実施	第三者評価を実施している一時保護所：毎年度1か所

※新中央こども相談センターを建設中。東部こども相談センター・南部こども相談センターについても、着工予定。

3 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

令和6年4月に示された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」をふまえ、4センター体制を確立するため、人材の確保・育成を行う。また、第三者評価の受審などにより、一時保護所における児童支援の質を向上していく。

(2) 資源の整備・取組方針

- ・東部こども相談センター（一時保護所を付設）の令和8年度中の開設を目指して整備を進めるとともに、南部こども相談センターの再整備（令和8年度中に完了予定）を行うことで、市内4か所で合計180人の一時保護所の定員を確保する。
- ・令和6年度末の中央こども相談センター移転後、開放型一時保護所の運用・ユニット制の導入など新しい設備・体制下で推進し、以降の東部こども相談センター設置・南部こども相談センター再整備に向けて支援のノウハウの蓄積をはかる。
- ・入所児童のトラウマや権利擁護を念頭においた支援が実施できるよう、研修計画を充実させるとともに、丁寧なOJTの実施により着実な人材育成を実施する。
- ・児童支援の質の向上をはかるため、第三者評価の受審を再開し、令和7年度の北部こども相談センターで受審、それ以降は毎年度1か所の一時保護所が第三者評価を受審していく予定である。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源			定量的な整備目標				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	一時保護施設の定員数		130	130	180	180	180
2	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数		里親：284組 FH：24か所	里親：305組 FH：25か所	里親：327組 FH：26か所	里親：350組 FH：27か所	里親：372組 FH：28か所
3	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 ※1. 外部研修の(1)～(4)については、定員超過等で受講漏れの場合あり。	1. 外部研修					
		(1) SV（指導者）研修	各センター4名ずつ×3か所	各センター4名ずつ×3か所	各センター4名ずつ×4か所	各センター4名ずつ×4か所	各センター4名ずつ×4か所
		(2) 実務者研修	各センター2名ずつ×3か所	各センター2名ずつ×3か所	各センター2名ずつ×4か所	各センター2名ずつ×4か所	各センター2名ずつ×4か所
		(3) CVPPPトレーナー研修	各センター8名ずつ×3か所	各センター8名ずつ×3か所	各センター8名ずつ×4か所	各センター8名ずつ×4か所	各センター8名ずつ×4か所
		(4) 一時保護施設管理者研修	各センター1名ずつ×3か所	各センター1名ずつ×3か所	各センター1名ずつ×4か所	各センター1名ずつ×4か所	各センター1名ずつ×4か所
		2. センター全体研修					
		(1) 新転任者研修	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員
		3. 一時保護所全体研修					
		(1)	対面・オンライン・録画視聴併用①：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①：全職員
		(2)	対面・オンライン・録画視聴併用②：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②：全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②：全職員
		4. 各一時保護所内研修					
		(1) 新転任者研修	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員
		(2) 各センターで定期的 に実施	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員
4	第三者評価を実施している一時保護施設数		1（北部）	1（中央）	1（南部）	1（東部）	1（北部）